

いわき市農業委員会第22回総会議事録

1 開催日時

令和2年2月14日(金) 9時30分から11時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(34人)

(1) 農業委員(23人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(10人)

太清光	事務局長
鈴木一徳	次長
早水孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	農地審査係長
野木隆司	農政振興係長
勝沼靖	農政振興係 主査
府川将人	農地審査係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任
石島大輔	農地審査係 事務主任
稲葉俊祐	農地審査係 主事

4 欠席者(1人)

21 和田正人

5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第22回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。 はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○第22回総会議案書 ○許可申請に係る意見及び決定理由書 ○現地調査位置図 ○【資料1】 広報紙先進地視察研修報告 ○【資料2】 要綱の制定について ○【資料3】 令和2年度いわき市農業委員会年間行事予定表（案） ○【資料4】 令和2年度いわき市農業委員会現地調査（定例的調査）スケジュール（案） ○令和2年農作業労働賃金標準額表 以上、8点です。 なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。 ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。 総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定に、ご協力をお願い致します。 次に、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を議席番号22番、木田テイ子委員よりお願い致します。
22番 木田委員	私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。 －憲章唱和－
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。
草野会長	いわき市農業委員会第22回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。 本日は多忙な中、また午前中からの総会ということですが、万障お繰り合わせのうえ、出席いただき誠にありがとうございます。 暦を見ると、2月14日は、私たちはあまり関与する方はいないかもしれませんがバレンタインデーということで、過去にチョコレート

草野会長

トを貰ったという方もおるかもしれません。

少し調べてみると、西暦269年に自由結婚が認められないということで、反乱を起こした人が時のローマ皇帝に殺されるという事件があり、その方に花束を贈ったというのが始まりらしいとありました。

雑談になりますが、昭和33年に当時の伊勢丹が3日間でチョコレート売ったが、3個しか売れず、売上金が170円だったという話もあったようです。

さて、話を戻しますが、2月7日に新聞等でも報道されていますいわき農林賞青年の部で、農業委員である箱崎寿正委員が受賞されました。

以前に農業委員をされていた草野城太郎さんに続いての受賞ということで、本当におめでとうございました。

――同拍手――

本来ですと、直接お話をいただくところですが、当日、話を伺ったところ、この賞を糧に大いにがんばりたい、との意気込みを聞いております。

これからも農業委員としてはもちろん、専門の農業に励んでいてもらいたいと思います。

また、編集委員の皆様には、研修旅行お疲れ様でした。

吸収された知識を、今後の施策に大いに活かしていただきたいと思います。

それと関連するのですが、いわき市長とは都度言葉を交わしておりますが、我々農業委員会が新体制になってから1年半が経過し、任期の半分が過ぎたということで、任命権者であるいわき市長に、全国農業新聞や農業委員会だよりを届けたりして、極力農業委員会に目線を向けて欲しいとアタックしております。

市長に時間をいただければ直接お話をしたいと申し上げたところ、秘書課から2月18日に15時から約20分間、話を聞いていただけることになりました。

私と蛭田会長職務代理者と局長で訪問しながら、今までの活動や、これから農業委員や推進委員がこのような形で進みますということを申し上げてきたいと思います。

これは、一度で終わらず、市長にも大いに農業分野に興味を持ってもらえるよう働きかけていきたいと思います。

本日の総会は定例となります、農地法に係る許可申請等の審議を頂きます。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します。挨拶とさせて頂きます。

事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。
議長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の通告欠席者は、議席番号21番、和田正人委員でございます。 現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第22回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。 議席番号22番 木田 テイ子 委員 23番 小泉 昌男 委員 また、書記は事務局をお願い致します。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (鈴木次長)	－総会議案書2ページにより会務報告－
議長 (草野会長)	それでは、ここで、議事に入る前に、先日実施致しました広報紙先進地視察研修につきまして、研修報告を、農業委員会だより編集委員長よりお願い致します。

3 番
蛭田委員

農業委員会だより編集委員会委員長を務めております、議席番号 3 番の蛭田元起です。

お手元の資料 1 をご覧願います。

広報紙先進地視察研修についてご報告致します。

視察研修は、1 月 27 日から 28 日、1 泊 2 日で実施致しました。

まず、主旨であります、より充実した農業委員会だよりを作成し、農業者視点の有益な情報提供の強化を図るため、この度、先進地視察研修を実施したものであります。

日程であります、27 日は 13 時 30 分から 2 時間 30 分、東京都千代田区の一般社団法人全国農業会議所を訪問し研修を受けました。

翌日の 28 日は、豊洲市場を視察して参りました。

この場においては、全国農業会議所で研修を受けました内容についてご報告申し上げます。

研修の様子はお手元の資料の写真のとおりであります。

研修の講師は、全国農業会議所の黒谷伸情報事業本部長兼新聞業務部長他 2 名の方に説明をいただきました。

概要であります、はじめに農業委員会組織をめぐる情勢と情報事業の推進についてと題した話をいただき、全国農業新聞は、人・農地プランの実質化を進めるために有効な業務であり、地域の話合いの際は、参考資料として是非活用して欲しいとの話がありました。

引続き農業委員会だよりの編集について説明を受けました。

読者の目を引く取組みとして、表紙、記事の作成、写真、の大きく 3 点であります。

表紙は、全国的な傾向として全面に写真を掲載したり以下のページの紹介コーナーを設けたりするものが見受けられるとのことでした。

記事の作成にあたりましては、読者が理解できるよう表現することや、漢字や電話番号の間違いがないよう十分に心がけることが大切とのことでした。

写真については、無駄なスペースが無いことが肝要ということで、特に高い地点から撮ると良いとのことでした。

所感ですが、私共の農業委員会だよりに対する個別指導及び評価ですが、記事の中に農業者の取組みや、Q & A を取入れているのが大変効果的であり、本市の紙面の構成について好評いただきました。

また、昨年 1 月発行の表紙ですが、推進委員の方が実際に調査している様子を 4 コマで説明しております。

そのような表紙の作り方は見たことが無い、大変面白い表紙の作り方だと、高い評価をいただきました。

3 番 蛭田委員	さらに、年4回の発行で、執筆者が農業委員自体であることも、評価のポイントでありまして、農業委員自体が取材するということは、提供する情報が豊富で良いとの評価をいただきました。 今後、研修で習得した知識を活かし、内容を益々充実させ、今後の農業委員会だよりの発行に向けて、改めてがんばっていかうという気持ちを新たにしたところであります。 以上で、広報紙先進地視察研修の報告と致します。 ――同拍手――
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	説明致します。 本日の第22回総会の案件について、「議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において、取下げが1件、訂正が1件ございます。 次に、「議案第4号、現況確認証明願いについて」において、取下げが1件ございます。 次に、「議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について」において、訂正が1件ございます。 次に、「報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」において、訂正が2件ございます。 詳細については、議案説明の際、担当者から説明致します。 また、議案説明書の表紙について、訂正がございます。 表紙右上の「議案第1号～議案第6号」との表記を、「議案第1号～議案第5号」に訂正願います。 私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

議 長 (草野会長)	請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の3ページをお開き願います。 ー議案第1号を朗読、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書2ページをお開き願います。 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 1番、申請地、平外1筆、登記地目はすべて田、面積は764㎡でございます。 権利異動事由は売買による所有権の移転でございます。 外9件、10番までは売買による所有権の移転でございます。 続きまして、11番、申請地、平外8筆、登記地目は田及び畑、面積は田8,989㎡、畑2,253㎡、合計11,242㎡でございます。 権利異動事由は贈与による所有権の移転でございます。 外1件、12番までは贈与による所有権の移転でございます。 続きまして、13番、申請地、小名浜、登記地目は田、面積は969㎡でございます。 権利異動事由は使用貸借権の設定でございます。 今月の3条申請面積は、田39,546㎡、畑2,447㎡、合計41,993㎡です。 議案説明書5ページ、及び6ページをご覧ください。3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項第1号から第6号までの申請ごとの該当の有無を示しております。「○」印は許可ができない要件に該当していないことを示しており、各号がすべて「○」印であれば許可要件を満たしていることになります。 なお、番号9番は譲受人の自作地に隣接する農地を取得することから、下限面積要件の例外に該当し、5号要件を満たしております。 番号1番から13番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

17番 菅波委員	議席番号17番の菅波一郎です。 番号1番から10番、及び13番につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	続いて、事務局からお願い致します。
事務局 (石島主任)	番号11番、及び12番については贈与による所有権移転の申請であるため、事務局のみで現地を調査致しましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の4ページをお開き願います。 －議案第2号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書8ページをお開き願います。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明致します。 議案説明書9ページをお開き願います。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願い致します。

事務局
(稲葉主事)

番号1番、申請地は山田町、登記地目は田、転用面積は 841 m²、
転用目的は、農業用資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は農業経営規模拡大を
行ったことにより、既存の農業用倉庫が手狭となっており苦慮して
おります。

今回、隣接している当該地に農業用の資材置場を設置したいとい
う案件であり、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は 415 m²、
転用目的は、資材置場駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は会社員兼農業者であ
り人手が足りておらず、身内にも農作業をする者がなく、また、他
に農作業をする者も見つからないため、当該農地は不耕作地として
おりました。

ここに他の農地を耕作するための農業用機材を置くための資材置
き場、駐車場を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

以上2件、面積は、田 841 m²、畑 415 m²、合計面積 1,256 m²とな
ります。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

18番
大竹委員

議席番号18番の大竹公治です。

番号1番から2番の案件につきまして、現地を調査した結果、特
段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長
(草野会長)

ただいまの報告では、特に問題ないと判断されとのことでした
が、その他、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご質問がないようですので、お諮り致します。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

－異議なしとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。
	次に議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 5 ページをお開き願います。 【議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明】
	詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 10 ページをお開き願います。 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、
	ご説明致します。
	説明に入る前に、資料の訂正等が 2 点ございます。
	議案説明書 12 ページ、13 ページをお開き願います。
	はじめに、番号 13 番の申請につきましては、申請者の都合により、
	申請が取下げされましたので、削除をお願いします。
	次に、番号 10 番の申請土地の表示について、誤りがありましたので、訂正をお願いします。
	また、番号 13 番の取下げにより、合計欄も訂正となります。
	田の面積 5,354 m ² を 4,110 m ² に、合計面積が 14,462 m ² を 13,218 m ² に訂正をお願いします。
	それでは、説明致します。
	議案説明書 11 ページをお開き願います。
	配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願いいたします。
	番号 1 番、申請地は石塚町、登記地目は畑、転用面積は 649 m ² 、
	転用目的は、太陽光発電設備です。
	事業実施の確実性につきましては、労働力不足などから休耕田とな
	った土地を太陽光発電事業を行っている法人が譲受け、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。
	番号 2 番、申請地は錦町、登記地目は畑、転用面積は 2,060 m ² 、
	転用目的は太陽光発電設備です。
	事業実施の確実性につきましては、当該農地は長年耕作されてお
	らず、耕作してくれる者を探しましたが見つからない状況にあり、
	農地管理の労力の軽減策を考えていました。
	一方、太陽発電事業を行っている法人が事業地を探しており、両
	者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという
	案件であり事業実施は確実です。
	番号 3 番、申請地は山玉町外 1 筆、登記地目は全て畑、転用面積

事務局
(府川主査)

は 1,270 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、労働力不足などから休耕田となった土地を太陽光発電事業を行っている法人が譲受け太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号 4 番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は 750 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請者は高齢化と農業後継者が見つからないことから耕作面積を縮小してきており、申請地も旧耕作としていますが、農地管理の労力の軽減策を考えていました。

一方、太陽光発電事業を行っている法人が事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号 5 番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は 1,684 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請者は高齢化と農業後継者が見つからないことから、今後、耕作放棄地や原野化することを防止するため申請地に太陽光発電設備を設置することを考えておりました。

一方、太陽光発電事業を行っている法人が事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから事業実施は確実です。

番号 6 番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は 349 m²、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、申請者は共同住宅に居住していますが、子供の成長とともに、現在の住居では手狭なため、自己住宅の建築を計画しておりました。

今回、労働力不足などから休耕畑となった土地を譲り受けることが出来たため、自己住宅を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号 7 番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は 533 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、労働力不足などから休耕畑となった土地を太陽光発電事業を行っている法人が譲受け、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号 8 番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は 1,005 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、労働力不足などから休耕畑となった土地を太陽光発電事業を行っている法人が譲受け、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号 9 番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は 1,647 m²、

事務局 (府川主査)	転用目的は太陽光発電設備です。 事業実施の確実性につきましては、譲受人は自然エネルギーの拡大の必要性を日頃から感じており、今回、不正系地で竹などの雑草が多く、休耕田となってしまった農地を譲受け、太陽光発電設備を設置する案件であり、事業実施は確実です。 番号 10 番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は 808 m²、転用目的は太陽光発電設備です。 事業実施の確実性につきましては、申請者は人手不足から当該農地を耕作しておらず、休耕地としてしました。 しかし農地の管理は必要なため、その労力の軽減策を考えていました。 一方、太陽光発電事業を行っている法人が事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。 番号 11 番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は 950 m²、転用目的は太陽光発電設備です。 事業実施の確実性につきましては、労働力不足などから休耕田となった土地を太陽光発電を行っている法人が譲受け、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。 番号 12 番、申請地は好間町外 3 筆、登記地目は全て田、転用面積は 1,384 m²、転用目的は太陽光発電設備です。 事業実施の確実性につきましては、労働力不足などから休耕田となった土地を太陽光発電事業を行っている法人が譲受け、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。 番号 14 番につきましては、工事用作業用地としての一時転用になります。 以上 13 件、面積は田 4,110 m²、畑 9,108 m²、合計 13,218 m²です。説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 3 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
19番 油座委員	議席番号 19 番、油座盛明です。 番号 1 番から 12 番の案件につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。

事務局 (府川主査)	番号14番については、一時転用の案件ですので事務局のみで現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。
6 番 鈴木委員	議席番号6番、鈴木義直です。 所要により退席を求めます。
議 長 (草野会長)	認めます。 －鈴木義直委員、退席－
議 長 (草野会長)	それでは、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 参考までに伺いたいのですが、番号1番の位置図を確認しますと、中央部分が申請地で、両側は申請地に入っていないのですが、これは何か事情があり入っていないのでしょうか。
事務局 (稲葉主事)	番号1番の案件についてですが、申請地の両側は地目が原野となっております。 なお、申請地両側の併用地についても今回、太陽光発電設備用地となりますので、今回の位置図には記載をしているところです。 申請の許可を求められている部分は、農地である申請地のみとなります。
13番 鈴木委員	今後説明の際に、そのような点を補足いただくと分かり易いかと思いますので、お願いします。
事務局 (稲葉主事)	今後は、説明をさせていただくように致します。
議 長 (草野会長)	その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	ー異議無しとの声有りー
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可処分取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に議案第 4 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 6 ページ及び議案説明書の 15 ページをお開き願います。 議案第 4 号、現況確認証明願いについては、番号 1 番の案件が申請者の都合により、申請が取下げられております。 説明は以上となります。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 4 号については申請取り下げとなります。 次に、議案第 5 号、いわき市農用地集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 7 ページをお開き願います。 ー議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書 16 ページをお開き願います。 いわき市農用地利用集積計画について説明いたします。 はじめに訂正がございます。 議案説明書 17 ページをお開き願います。 農用地利用集積計画の概要についての対象筆数が田 10 筆となっておりますが、正しくは田 7 筆、畑 3 筆でした。 お詫びの上、訂正いたします。 農用地利用集積計画第 21 号の内容について説明いたします。 第 21 号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。 実施地区は、平、四倉。 借り手 3 名、貸し手 5 名、対象筆数、田 7 筆、畑 3 筆面積：田 5,483 m²、畑 2,371 m²となっております。

事務局 (西山主任)	次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、令和元年度第21号。 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和2年2月28日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定個人別表」でございます。 番号1番、土地の所在は平、現況地目は田、面積は712㎡です。 外7件、詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、第21号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の8ページをお開き願います。 －報告第1号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の21ページをお開き願います。 農地法第3条届出について、説明致します。

事務局 (稲葉主事)	次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は平、登記地目及び面積は田2,100㎡、権利を取得した日は昭和49年5月10日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は令和元年12月26日でございます。外20件ございました。 議案説明書26ページをお開き願います。 権利取得面積は田122,155.10㎡、畑49,660.59㎡、合計171,815.69㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の9ページをお開き願います。 ー報告第2号を朗読、専決事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の29ページをお開き願います。 農地法第4条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 はじめに、訂正を2件お願い致します。 番号1番及び2番の受理年月日は、いずれも令和2年1月20日でございます。 訂正をお願い致します。 それでは、説明致します。 番号1番、土地の所在地は東田町、登記地目は田、面積は656㎡、転用目的は共同住宅敷地、都市計画法上の区分は第二種中高層住居専用地域、工事着工年月日は令和2年2月10日、受理年月日は令和2年1月20日でございます。 外1件ございました。 転用面積は田656.00㎡、畑143.01㎡、合計799.01㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地

議 長 (草野会長)	転用届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (草野係長)	議案書の10ページをお開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の29ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は勿来町、登記地目は畑、面積は293㎡、 転用目的は資材置場、都市計画法上の区分は工業地域、工事着工年 月日は令和2年2月1日、受理年月日は令和2年1月6日、外23件 ございました。 議案説明書35ページをお開き願います。 転用面積は田19,557㎡、畑1,627㎡、合計21,184㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご 承知願います。 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知につい て、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の11ページをお開き願います。 －報告第4号を朗読し、報告事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書36ページをお開き願います。 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 次の37ページをお開きください。 番号1番、土地の表示は錦町、地目は田、面積は2,818㎡ござ います。 土地の引渡し時期は令和2年1月9日でございます。 外3件、今月の農地法18条第6項の規定による合意解約の通知は、 田14,279㎡、畑0㎡、合計14,279㎡でございます。 以上、報告致します。

議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。
	次に、報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の12ページをお開き願います。 －報告第5号を朗読し、専決事項を説明－
	議案説明書38ページ及び39ページをお開き願います。引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、報告致します。 1月は1件、相続税の納税猶予についての案件でございました。 合計面積は田415㎡、畑1,235㎡、合計1,650㎡になります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。
	これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。 次に、その他に移る前に、要望があれば休憩を取りますが、いかが致しますか。
12番 佐川委員	議席番号12番、佐川良平です。
	議案説明書の全体的な質問になりますが、太陽光発電設備の法人についてです。 大分農地を求めているようですが、外国の資本において日本の土地を買い求めているという噂を聞きます。 そういった外国の資本の入った法人なののでしょうか。
事務局 (稲葉主事)	法人については、申請の段階で法人登記を確認しております。 その際の確認は、会社の所在や事業内容等、法人の基本的な要件を確認しております。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。
	太陽光発電設備については、県農業会議の中でも度々意見として出てくるわけですが、県内で一か所の転用で186haの太陽光発電設備の申請が出てきました。 一か所でその規模ですから、ひと山、ふた山無くなってしまうのではないかと危惧しているのであります。 法律的には合法になるということです。

13番
鈴木委員

今、佐川委員の意見にもありましたとおり、その会社はどうかという、資本金1万円で従業員は一人で、下請け等でそれなりの会社を営んでいることなのだろうと思います。

いずれにしても、我々としては危惧の念は絶えないということです。

この件については、県議会議員に対しても、県条例を定めることが適当なのかどうかも含めて県議会の中で、大いに議論を重ねていただきたいという要望は出しております。

以上です。

議 長
(草野会長)

只今、鈴木委員のお話のとおり県の常設審議委員会の資料でも、大きな面積を見かけることがあり、現場がどれだけの規模なのか、図面だけでは十分に把握できないことがあります。

いわきの場合は、そこまでの面積はないものの、佐川委員が言われたように、多くの転用案件で疑問に思うところもあります。

ひとつの法人の名前が多く挙がってくると、過去にどのくらいその法人が転用等行ったのか調べる必要があるのかと思い、事務局には打診をしているところであります。

市議会でも、どのくらい転用されているのか質問があり答えたことがありました。

その後は、市議会で質問されたことはありませんが、私も現地調査に行くと、ほとんどが太陽光の転用で、環境の悪いと思うところも申請が上がっているのが疑問に感じます。

今の質問の主旨としては、書類だけ通れば良いというものではなく、きちんとした裏付けが必要なのかと思いますので、今後そういう方向性に持っていきたいと思っております。

その外、委員の皆様からご意見、ご質問はありませんか。

2 番
坂本委員

議席番号2番、坂本和徳です。

議案第3号の農地法第5条第1項の許可申請についてですが、番号14番では道路の拡幅工事に係る一時転用かと思います。

通常の農道の拡幅工事でも、一時利用とか、数年間の利用で一時転用の申請は必要ないのでしょうか。

なぜかという、基盤整備の無い地域の農地で、県の建設事務所から委託された業者で、農業用排水路のU字溝の切り回しの工事等がありましたが、地元は何の話もなく、委託業者に話をしたところ、業者も困っていました。

地元の農業者が悪者のような状況に言われることもありました。

議案とは直接関係ないのですが、そういった場合、農業委員会の

2 番 坂本委員	許可なりが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。 現場としては、田を道路の拡幅工事で利用されているケースがあります。
議 長 (草野会長)	県や国が個人の農地なりを利用して事業を行う場合、用地買収や工事のやり方など、地元の説明があるかと思いますが、そういったことはなかったですか。
2 番 坂本委員	用地買収の話が1度あったきりで、その後は特に詳しい説明がありませんでした。 特に、道路の拡幅をしますとは話があっても、用排水路の入れ替えに関して、工事はやっても高さが合わないなど困っています。
事務局 (府川主査)	事務局から、わかる範囲で説明致します。 道路用地そのものの拡幅事業等で行われる場合は許可不要です。 工事関連する事業用地の場合、県が直接行う場合は許可不要ですが、県が委託を出して業者が利用する場合は一時転用許可が必要になります。 今回の議案のような案件の場合は、県が直接事業を行っていない、工事用地として利用するため、一時転用許可が必要になります。
議 長 (草野会長)	時間も進んでいますが、休憩を取らずによろしいですか。 では、休憩を取らず、次のその他に移ります。 事務局からの説明を求めます。
事務局 (草野係長)	事務局から、お配りいたしました資料について御説明致します。 1 【資料2】要綱の制定について ➡説明した。
事務局 (野木係長)	2 【資料3】令和2年度いわき市農業委員会年間行事予定表（案） ➡説明した。
	3 【資料4】令和2年度いわき市農業委員会現地調査（定例的調査）スケジュール（案） ➡説明した。
	4 令和2年農作業労働賃金標準額表 ➡配付した。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 只今の事務局説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。

23番
小泉委員

議席番号23番、小泉昌男です。
資料4の現地調査のスケジュール（案）ですが、1月から3月について曜日が違っているようではありますがですか。

事務局
(草野係長)

小泉委員のご指摘のとおり、1月から3月の曜日が違っておりました。
1月12日が火曜日、13日が水曜日、14日が木曜日からとなります。
2月10日が水曜日、12日が金曜日、15日が月曜日となります。
3月9日が火曜日、10日が水曜日、11日が木曜日となります。
次回、訂正したものを改めてお配りいたします。

議 長
(草野会長)

それでは、事務局でそのように対応お願いします。
その他、委員の皆様から何かございますか。
それでは、その他、特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第22回総会を閉会致します。